

# 永寧王の系譜とその投下領

村岡 倫

## はじめに

当共同研究は、今回の科学研究費補助金を受ける以前から石刻資料を読む会を継続してきた。2002年2月23日に羽田記念館（現京都大学文学研究科ユーラシア文化研究センター）で開催された研究集会において、北京大学図書館と香港中文大学文物館が共同で2001年に発刊した『中国古代碑帖拓本』に拓影が掲載されている「正宗弘法大師大名僧録慶公功行之碑」[pp. 137-138]の検討を行なった。同碑は首題が「正宗弘法大師大名僧録慶公功行之碑」、額題は「正宗弘法大師大名僧録少林功行之碑」となっており、大元の至治2年（1322）11月吉日立石にかかる。全体で30行、本文は1行に60字ある。図版解説によれば、拓本の縦は299cm、横115cmであるという。

集会の際には参加者が同碑全体の録文・訓読について意見を出し合ったが、その掲載は別の機会に譲ることにして、本稿では、この碑文に載る二人のモンゴル諸王に注目し、彼らの系譜と碑に記される内容の意義について考えてみたいと思う。

## I クビライの庶弟モゲの息子たち

同碑は1246年に少林寺の僧である雪庭に、父と共に弟子入りした慧慶の功業を記すものである。慧慶は1259年に少林寺の侍僧となり、さらに父と共に各地の寺院に住した後、1264年には少林寺に戻った。その後、1287年に襄陽僧録を受け、任期が満ちた後には大名僧録に遷るなど、いくつかの官職を歴任し、都へ上ったこともあった。1296年には宣政院に推薦され、浙西総統に任ぜられている。1304年に再び少林寺に戻るようになるが、同碑の21行目40字目から、そのことが記され、そこから23行目にかけての文に二人のモンゴル諸王が登場する。

甲辰夏、塔失帖木児王有旨留少林。庚戌、復如京師。為雪庭請謚碑銘暨護持院門事。武宗皆賜之。辛亥夏、迭授伯顔帖木児王旨、加今号、領洛陽西白馬寺・竹林・奉先・雲溪<sup>1</sup>。

慧慶は、甲辰の年（1304）、ダシュ・テムル王の令旨によって、少林寺に戻り、留まることになった。庚戌の年（1310）には再び都に上ったが、それは、すでに1275年に他界している師の雪庭のために、朝廷に謚と碑銘を賜うことを願い、カアン<sup>2</sup>の聖旨によって少林寺を護持せんことを請うためであった。時のカアン、武

<sup>1</sup> 『欽定大清一統志』（四庫全書本）巻163、河南府、2、古蹟洛陽故城に「雲溪觀〔在洛陽東北。河南通志、即今三井洞。宋邵康節賞夏處雲溪觀、即此是也。〕」とあり、宋代に雲溪觀があったことが記されている。この史料については当共同研究のメンバーである渡邊久から教示を受けた。本稿作成に当たっては、渡邊にはそのほかにも貴重な助言をいただいた。また、同じく当共同研究のメンバーの松田孝一、松川節、石刻資料を読む会の古くからのメンバーである宇野伸浩にも多くの教示を得た。記して感謝の意を表わしたい。

宗カイシャンはその請願をすべて認めたようである。翌辛亥の年（1311）の夏、バヤン・テムル王の令旨を授けられ、弘法大師の号を加えられた。そして、洛陽古城西の白馬寺、竹林寺？、龍門石窟の近くにある奉先寺、雲溪観などを領することになったという。

通常、諸王の令旨が発せられる対象は、その諸王が権益を持つ分地内の寺院や道観などである。少林寺・白馬寺・奉先寺は現在もよく知られる名刹であり、大元時代の行政区画で言えば河南府路内にある。『元史』巻95、食貨志、歳賜、モゲ（末哥）大王の位に、

五戸絲、丁巳年（1257）、分撥河南府五千五百五十二戸。

とあるように、この地は、トルイの庶子モゲの一族に与えられた投下領であった。

『元史』巻107、宗室世系表は、モゲ家の系譜を次のように伝えている。

末哥	昌童大王	伯帖木児大王	永寧王伯顔木児
----	------	--------	---------

「正宗弘法大師大名僧録慶公功行之碑」に記されている「伯顔帖木児王」すなわちバヤン・テムルは、河南府路内に影響力を持っていることから、モゲ家の諸王であることが想定され、宗室世系表にモゲの曾孫として記される「永寧王伯顔木児」（「顔」の次に「帖」の字を脱している）に比定できよう。

さて、モゲ自身に関して、ペルシア語史料であるラシード・アッディーンの『集史』によれば、彼の母親はクビライの乳母であり、言わば二人は乳兄弟であった<sup>2</sup>。1259年、彼は、南宋遠征途上、当時大カアンであった兄モンケと同じ陣中にあり、モンケが急死したことをいち早くクビライに知らせた。また、その直後に起こったクビライとアリク・ブケとの帝位争いでは、クビライ側にあつて右翼軍団をとりまとめる働きをしたが、中統元年（1260）のクビライ即位後、間もなく急死している。クビライはその子昌童を永寧王（河南府にちなんだ王号）に封じて、父モゲの功に報いている<sup>3</sup>。屠寄は、すでに『蒙兀児史記』巻148、拖雷（トルイ）汗諸子世系でモゲ家の系譜を考証しており、昌童に永寧王を補っている。

また、屠寄は、『元史』に散見するダシュ・テムルという人物をモゲ家の諸王として、拖雷汗諸子世系に付け加えた。同碑に見えるもう一人の諸王、「塔失帖木児王」も河南府路内の少林寺に影響を持っていることから、このモゲ家のダシュ・テムルであることは間違いない。その他、昌童の子として記される伯帖木児にも永寧王を補うが、これに関する屠寄の根拠は後述するとして、屠寄の記す系譜を示すと、次のようになる。

<sup>2</sup> Rašīd al-Dīn Ġami' al-Tavārīh, mss. İstanbul Topkapı Sarayı Müzesi Kütüphanesi, Revan 1518. [ĠTS f.199b.]

<sup>3</sup> 杉山正明「モンゴル帝国の変容—クビライの奪権と大元ウルスの成立—」『モンゴル帝国と大元ウルス』京都大学学術出版会、2004年、p.108（原載は「クビライ政権と東方三王家—鄂州の役前後再論—」『東方学報』54、1982年）。王惲『秋澗先生大全文集』巻81に載る「中堂事記」中、中統2年（1261）5月9日庚午の条に「皇弟摩哥（モゲ）世子昌童、封永寧王。仍改父王玉宝為金印」とある。

末哥	永寧王昌童	永寧王伯帖木兒	永寧王伯顏帖木兒
		塔失鉄木兒	

一方、ペルシア語史料を見ると、『集史』トルイ・カン紀はモゲ家の系譜に関して、本文と表の2箇所、チントム（すなわち昌童）、エブゲン、ボラドの3人の息子を記す<sup>4</sup>が、『五分枝』、『高貴系譜』などの系譜集では、モゲの息子を4人載せている（長幼の順は、『五分枝』ではチントム、エブゲン、ダシュ・テムル、ボラド<sup>5</sup>、『高貴系譜』では、チントム、ボラド、エブゲン、ダシュ・テムル<sup>6</sup>）。屠寄は、上記のように、昌童の息子、つまりモゲの孫として伯帖木兒の左に塔失鉄木兒を付け加えているが、実際は、ダシュ・テムルはモゲの子であり、昌童の弟ということになる。

昌童の永寧王在位はひじょうに長い。中統元年（1260）に王号を与えられ、その42年後の大徳6年（1302）、済南王（チンギス・カンの弟カチウン家の王号、この時の済南王はカチウンの曾孫エジル）を誣告したかどにより軍中謫置という処罰を受け<sup>7</sup>、さらに許され、大都に帰ってくる大徳7年（1303）までは生存していたことになる。

昌童の都への帰還を、『元史』巻21、成宗本紀、大徳7年閏5月己巳の条は次のように記している。

以諸王孛羅・真童（昌童と同じ）皆討賊有功、徵詣京師。

ここには、昌童と共に都に帰還してきた諸王として孛羅という人物が記されている。実は、彼も昌童が誣告の罪に問われ軍中に謫置された翌月、同じように四川のバラク（八剌）の軍中に謫置されている<sup>8</sup>。昌童が謫置されたのは劉国傑の軍中であつた。劉国傑は当時湖広行省の平章であつてイエケ・ブセ征討にたずさわっていた。イエケ・ブセは湖広行省の西端にあり、すぐ北は四川行省である。昌童とボラドは同時期に同じ方面へ出征し、功績をあげて罪を許され、同時に帰ってきたことになる。昌童とほぼ行動を同じくしており、この孛羅は、『五分枝』や『高貴系譜』に記されているモゲの諸子の一人、ボラドではないだろうか。孛羅という人物は、『元史』に多くの同名異人が記されている。しかし、他で明確にモゲ家のボラドと判断できる人物はいない。

『集史』にモゲの第2子として記されるエブゲンも事情は同じである。エブゲンと言え、この時期、1287年に起こった「ナヤンの乱」に呼応したエブゲンがおり、彼がチンギス・カンの庶子コルゲンの曾孫に当たることがよく知られてい

<sup>4</sup> [GTS. f.176b,f.177b]

<sup>5</sup> Šu'ab-i Panğgana mss. İstanbul Topkapı Sarayı Müzesi Kütüphanesi Ahmet 2937.  
[Šu'ab.f.129b]

<sup>6</sup> Mu'izz al-Ansāb, MS.Paris, Bibliothèque Nationale, Ancien fond persan 67. [Mu'izz. ff.48a-48b]

<sup>7</sup> 『元史』巻20、成宗本紀、大徳6年正月己未「以諸王真童誣告済南王、謫置劉国傑軍中自效」

<sup>8</sup> 『元史』巻20、成宗本紀、大徳6年2月庚午「謫孛羅於四川八剌軍中自效」

る。他にも多くの同名異人がいて、あるいはその中にモゲ家のエブゲンがいるのかもしれないが、今のところ確実なことは言えない。

## Ⅱ モゲの後裔バヤン・テムルとバイ・テムル

「正宗弘法大師大名僧録慶公功行之碑」に見える「伯顔帖木児王」がモゲ家の永寧王バヤン・テムルであることは前述の通りである。しかし、『元史』宗室世系表に、その父として記される「伯帖木児」の存在については、『元史』を初めとする各史料からは確実な裏付けが取れない。伯帖木児という人物は『元史』に同名異人が散見するが、特にナヤンの反乱軍やカイドウの軍と戦ったキプチャク人伯帖木児は、『元史』巻 131 に列伝が立てられているなど、著名な人物である。この人物がトルコ系キプチャク人ということを考えれば、おそらく伯帖木児はバイ・テムルと読むのであろう。言うまでもなく、テムルはモンゴル語で「鉄」という意味であるが、トルコ語でも「鉄」は、最も古い突厥碑文では *Tamir* であるが、モンゴル時代のウイグル文契約文書では、*Tämür* も等しく使われている<sup>9</sup>。そして、バイ *Bay* はトルコ語で「富」を意味する（周知の如く、8 世紀、モンゴル高原に建設されたウイグルの都城バイ・バリクは「富貴城」と訳される）。実は、バヤン・テムルのバヤン *Bayan* もモンゴル語で「富」を意味している。つまり、バイ・テムルとバヤン・テムルは全く同じ意味ということになる。永寧王バヤン・テムルは、トルコ語でバイ・テムルと言われることもあったのではないだろうか。『元史』宗室世系表が不十分かつ杜撰で、疎漏や誤謬が多いことはよく知られている。編纂者が、一人の人間を、表記の違いから違う人物と考え、二人に分けて記してしまったのではないか。

『五分枝』や『高貴系譜』は、モゲの一族に関して、チントムの息子を前者は 4 人（娘を 2 人）、後者は 3 人（娘 3 人）載せている<sup>10</sup>が、その中にバヤン・テムルはいない。しかも、それぞれ記述は次の世代に及んでおらず、チントムの孫にバヤン・テムルがいたのかどうかもわからない。ただ、やはり永寧王位を継承していることから、『元史』宗室世系表の言うように、昌童すなわちチントムの系統であった可能性は高いだろう。『五分枝』、『高貴系譜』を信じれば、チントムの子にバヤン・テムルの名はないので、やはり孫ということになろうか。「昌童」の孫に「永寧王伯顔木児」を置く『元史』宗室世系表は、この点に関しては正しいことになる。もちろん、断定はできない。しかし、昌童の永寧王在位が長かったこと

<sup>9</sup> これについては森安孝夫から教示を得た。感謝の意を表わしたい。山田信夫著、小田壽典〔ほか〕編『ウイグル文契約文書集成』1～3、大阪大学出版会、1993 年、参照。

<sup>10</sup> [*Šu'ab*.f.129b]、[*Mu'izz*.ff.48a-48b]。

『五分枝』に載せる息子のうち 1 人はシーリーンと言い、「ジャライルタイに与えられた」と明らかに女性を受け取れるコメントがなされている。娘にもシーリーンがいるので、息子とされるシーリーンは誤りであろう。『高貴系譜』が記す 3 人の息子の中にシーリーンはいないが、娘にシーリーンを 2 人記している。二つの系譜集を踏まえれば、モゲの子は、正しくは息子が 3 人、娘が 2 人ということになろうか。具体的な名は後述。

を考えれば、彼の後継者が孫であったことも首肯できることではある。同じく在位が長かった大カアンのクビライ、チンギス・カンの末弟テムゲ・オッチギンらも、その後継者はそれぞれ孫のテムル、タガチャルであったという例もある。

さて、すでに述べたように、屠寄は、昌童の子とされる伯帖木児に永寧王を付け加えている。その根拠は以下の通りであった。永寧王に関しては、『元史』巻 28、英宗本紀、至治 3 年（1323）7 月丙辰に、

永寧王ト鉄木児為不法、命宗正府及近侍雜治其傳。

という記事があり、ここに記される「永寧王ト鉄木児」は、『元史』宗室世系表に昌童の子として記される「伯帖木児」である。父昌童が誣告の罪に問われたが、大徳 7 年（1303）にその罪を許されたことによって、後にその子伯帖木児が永寧王を継ぐことができた。英宗本紀に記される「ト鉄木児」の「ト」は、「伯」と同音なので、結局は「伯鉄木児」のことであり、宗室世系表にある「伯帖木児」と同一人物である。よって彼に永寧王を補う。以上が屠寄の主張である。これに対して、中華書局の評点本『元史』は、英宗本紀の「永寧王ト鉄木児」に関する校勘記で、『元史』巻 108、諸王表の永寧王の項に「ト顔鉄木児」の名があることから、英宗本紀の「ト鉄木児」は「顔」の文字が脱しており、本来は「ト顔鉄木児」が正しいとした<sup>11</sup>。もちろん、永寧王バヤン・テムルのことである。

この問題に関しては、前述の通り、バヤン・テムルがバイ・テムルと同一であるならば、特にこだわる必要はないだろう。英宗本紀の「永寧王ト鉄木児」は、「顔」を脱しているのか、あるいは「バイ・テムル」と呼んでいるのか、いずれにせよ、モゲ家の永寧王バヤン・テムルであることに間違いはない。

また、『元史』巻 23、英宗本紀、至大 3 年（1310）正月乙巳の条にも、

去歲朝会、諸王伯鉄木児・阿剌鉄木児並金二百五十兩・銀一千兩・鈔四百錠。とあって、ここにも「伯鉄木児」バイ・テムルが見える。この記事は、「正宗弘法大師大名僧録慶公功行之碑」にあるバヤン・テムル王の令旨が発令された 1311 年の前年の記事であり、これも永寧王バヤン・テムルであろう。同時に記される阿剌鉄木児という人物は、『五分枝』、『高貴系譜』を通観してみると、クビライと帝位を争って敗れたアリク・ブケの子ナイラウ・ブカの子にアラ・テムルという人物が記されており<sup>12</sup>、あるいはこれに当たるか。他にはこの名の諸王は見当たらない。阿剌鉄木児は、後の天暦の内乱（1328 年）の折りに上都派の重要人物として登場する。彼がアリク・ブケ家の諸王であるならば、それと並んで金銀鈔を賜う諸王として、同じくトルイ系のモゲ家の諸王バヤン・テムルはふさわしいと言えよう。

### Ⅲ モゲ家諸王の王号と投下領の細分化

昌童が、大徳 6 年（1302）に済南王誣告の罪に問われ、軍中謫置の処罰を受けたことは、前述の通りである。屠寄は、誣告の事件はすでに大徳 4 年（1300）正

<sup>11</sup> 評点本『元史』3、p. 28、校勘記 20。

<sup>12</sup> [*Šu'ab*.f.129b]、[*Mu'izz*.f.60a]。

月以前に発覚していたとした。その根拠は、『元史』にある次の三つの記事であった。

- ①大徳4年(1300)正月癸卯〔卷20、成宗本紀〕  
賜諸王塔失鉄木而金印。
- ②大徳6年(1302)正月庚戌の条〔同上〕  
増諸王塔赤鉄木而歳賜銀二百五十兩雜幣百匹。
- ③大徳7年(1303)5月乙卯の条〔卷21、成宗本紀〕  
以昌童河南府歳賜五戸絲分給諸王塔失鉄木而。

①で、ダシュ・テムルが賜った金印というのは永寧王の印であると屠寄は考え、昌童が罪を犯したということで、永寧王位ともどもその配下の軍の統率権をダシュ・テムルに譲ったのだらうとした。しかし、この時にはまだ昌童の量刑は決定しておらず、2年後の大徳6年正月に至って初めて軍中謫置が決定した(注7参照)と屠寄は考え、それに関連して、②のように、ダシュ・テムルへの歳賜を増額する記事があり、③翌年にはダシュ・テムルに対して、モゲ家の投下領河南府の五戸絲が分給されたという記事があるとした。そして、大徳7年閏5月に昌童が軍功あって都に戻ってきたので、旧印が返され兵権も復活し、後に、伯帖木児が王位を継いだと考えているようである。

しかし、伯帖木児すなわちバイ・テムルが、バヤン・テムルと同一人物である可能性があることはこれまで述べてきた通りである。それにもまして、屠寄は、ダシュ・テムルが永寧王を継承したと言うが、『元史』諸王表では、彼は無国邑名の項に記されており<sup>13</sup>、ダシュ・テムルが永寧王であったする考えは成り立たない。無国邑名の実体については、今後も検討が必要であると思うが、無国邑名という王号は、あくまで封号がないということであって、王号を伴うことはあり得ない。事実、ダシュ・テムルを永寧王とする史料は見当たらない。

永寧王は第3ランクの金印駝紐の印を持つ。ダシュ・テムルも諸王表によれば、無国邑名とは言え、同じ金印駝紐にランク付けされているのである。つまり、ダシュ・テムルは、永寧王の称号が兄の昌童、そして、バヤン・テムルへ継承される間、それと同ランクである無国邑名、封号なしの王として、厳然と力を持っていたことになる。それは、ここで取り上げた「正宗弘法大師大名僧録慶公功行之碑」でも明確であり、彼は、少林寺を対象に、令旨を発する権限を有していたことがわかる。この令旨が発せられた1304年、永寧王は、昌童がまだ生存していたのか、次のバヤン・テムルに継承されていたのか明らかではないが、ともあれ、永寧王は存在したはずである。ダシュ・テムルは、モゲ家の本家である永寧王家とは全く別に令旨を発する力を有していたと考えられる。

前述の③の記事を、屠寄はダシュ・テムルが永寧王を継いだ根拠の一つとしたが、事実はそうではない。彼は、昌童の河南府五戸絲をすべて受け継いだわけではなく、この記事にあるように、あくまで「分給」されたのである。これは何を

<sup>13</sup>『元史』卷108、諸王表、金印駝紐の無国邑名に「帖失帖木児、大徳2年封」とある。屠寄は、これは『元史』成宗本紀、大徳4年正月癸卯の「賜諸王塔失鉄木而金印」という記事に対応するが、諸王表の大徳2年は誤りで、本紀の大徳4年が正しいとしている

意味しているのであろうか。おそらく、かつて彼らの父モゲに与えられた投下領である河南府路が、ここに至って兄弟で細分化されたことを表しているのであろう。

大カアンから与えられた投下領が再分割されたことを示す史料はそう多くはないが、これまでも、山西地方の平陽路がチンギス・カンの長子ジョチの一族によって細分化されている例<sup>14</sup>、ジョチ・カサル家に与えられた江南投下領である信州路が、その後、一族の者に再分割されている例<sup>15</sup>、そして、チャガタイ家の華北投下領である太原路内でも、現在の太原市北西の静楽県（元代の管州）がアジキの、その北東の楊興郷一帯がチュベイ一族の分領であった例<sup>16</sup>などが確認されている。

この河南府路も、永寧王家は、「正宗弘法大師大名僧録慶公功行之碑」の「伯顔帖木児王旨」が白馬寺や奉先寺を対象としているので、いかにもモゲ一族の「本家」らしく、路の中心部洛陽一帯に分領を有しており、無国邑名ダシュ・テムルは、こちらも「分家」らしく、河南府路の中心から見れば東のはずれ、少林寺のある登封県に分領を有していたのではないだろうか。第4代カアン、モンケの治世の丁巳年（1257）、モゲが給された河南府路の戸数は、『元史』食貨志によれば、5,552戸であったという。ダシュ・テムルが「分給」された戸数は知るよしもないが、彼の金印が永寧王と同格であることから、ほぼ二分したのではないかと推測されよう。

前述した細分化の例の一つ、ジョチ・カサル家の江南投下領信州路では、与えられた戸数のうち、傍流の柏木児に408の戸数が分け与えられたという。ジョチ・カサル家の信州路分与が3万戸であることを思えば、ずいぶん少ない。この「諸王柏木児」は、宗室世系表でも「伯木児王」となっているが、このままでは原音が連想しにくい。何か字を脱している可能性があるだろう。諸王表の第5ランク、金鍍銀印駝紐の無国邑名の項に「伯帖木児大王」という人物が見える。たまたま前節で話題にした昌童の子として宗室世系表に記されている諸王と同名であるが、実はこれが、信州路に408戸を与えられたジョチ・カサル家の「諸王柏木児」「伯木児王」ではないだろうか。つまり、「帖」を脱しており、正しくは、バイ・テムルということである。とすれば、彼が本来第1ランクである王号齊王を持つジョチ・カサル家の中で、傍流として無国邑名の王、しかも第5ランクという低いランクに位置づけられていたということになり、そうなると戸数の少なさと整合性

14 岩村忍「元朝の制度・封建的領地制度」『モンゴル社会経済史研究』京都大学人文科学研究所、1968年、pp. 401-469。

15 杉山正明「八不沙大王の令旨碑より」『モンゴル帝国と大元ウルス』、p. 226（原載は『東洋史研究』52-3、1993年）。

16 村岡倫「モンゴル時代の右翼ウルスと山西地方」平成12～13年度科学研究費補助金・基盤研究(B)(1)報告書『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』（代表：大阪国際大学教授松田孝一）、2003年、p. 165注19。なお、この太原路内のチャガタイ家諸王による分割は、当研究班のメンバーでもある松田孝一の見解である。この見解は、上記、平成12～13年度科研費によって行なった、2000年夏の調査の際に、松田と私が中国山西省陽曲県楊興郷史家庄を訪れ参観した帖木児塔の碑銘が根拠となっている。帖木児塔の碑銘については、松田孝一「チャガタイ家千戸の陝西南部駐屯軍団（補遺）」『国際研究論叢』（大阪国際大学）16-2、2003年、参照。

があると言えよう。

他の例も含めて、無国邑名の持つ意味合いは今後も検討が必要であるが、あくまで一つの可能性として、ある国邑の名を有する王家の中であって、その傍流が分家として正式に成立する際に有する称号が、この無国邑名であったのではないかということ、第1ランクの金印獸紐から最下位である第6ランクの銀印龜紐まで、すべてのランクに無国邑名が存在するのは、その「本家」から分け与えられた戸数が反映しているのではないかということをご指摘しておきたい。

#### IV その後の永寧王家

その後の永寧王家に関して、『元史』巻130、阿魯渾薩理伝附岳桂伝に、

（至順2年-1331）時宥誣告富民負永寧王官帑錢八百余錠者、中書遣使諸路徵之。

とある。屠寄は、ここで言う永寧王も、バヤン・テムルの時代に近い人物ではあるが、しかしながら至順の初めには駙馬卯澤が永寧王に封じられており<sup>17</sup>、それを考えれば、阿魯渾薩理伝で言う永寧王はモゲの後裔ではないとした。

それは、『元史』諸公主表に、

完者台公主、適永寧王卯澤。

また、『元史』巻37、寧宗本紀、至順3年(1332)8月乙卯の条に、

諸王卯澤妃公主完者台。

とあり、卯澤は、完者台公主、つまりチンギス・カン一族の女性を娶っている以上、チンギス・カンの子孫ではなく、どこかの駙馬家の者と考えたからであろう<sup>18</sup>。

卯澤の出自は不明である。上記の寧宗本紀には、完者台公主と共に恩賜を受ける人物として「諸王丑漢妃公主台忽都魯」という名も見え、ここに記されている丑漢が、チンギス・カンの妻ボルテの弟で、コンギラト部の首領であったアルチ・ノヤンの子孫とわかっているのと対照的である。紐漢は、仁宗アユルバルワダ即位(1311)まもなくの頃、台忽都魯公主を娶り、皇慶元年(1313)には、第3ランク金印駝紐の永豊郡王から第2ランク金印螭紐の安遠王に改封された(『元史』巻118、特薛禅伝、巻108、諸王表)。

一方、卯澤が永寧王になったのは、『元史』巻34、文宗本紀、至順元年(1330)閏7月庚辰朔の条に、

封諸王卯澤為永寧王、授金印、及給銀字円符、給駙璽書、併以所隸封邑歲賦賜之。

とあるように、完者台公主を娶る2年前の至順元年のことであった。

この二つの王号を比べてみるといくつかの相違点が見られる。まず、紐漢は、

<sup>17</sup> 『元史』巻108、諸王表の永寧王の欄には「卯澤至順元年封」とある。

<sup>18</sup> チンギス・カン家の通婚に関しては、宇野伸浩「チンギス・カン家の通婚関係にみられる対称的婚姻縁組」『国立民俗博物館研究報告別冊』20、1999年、参照。チンギス・カン家には外婚制が存在し、チンギス・カン一族同士の婚姻は原則としてあり得ないようである。宇野も屠寄が正しいという意見である。永寧王でありながら、宗室世系表のモゲ家の系譜に卯澤の名がないのは、そういう意味があるのだろうかということであった。

公主を娶ったことにより安遠王に改封されたのだが、卯澤は公主を娶る前にすでに永寧王に封じられていたということ。そして、安遠王は、丑漢が初めて名乗った王号であるのに対して、卯澤が与えられた永寧王は、紛れもなくモゲ家が昌童～バヤン・テムルと70年ほどにもわたって使用してきた王号であるということ、この2点である。いったいなぜ永寧王位が、モゲ家以外の者、ましてやチンギス・カンのどの系統にも属さない駙馬家の者に与えられたのであろうか。

すでにⅡ節で挙げた『元史』巻28、英宗本紀は、至治3年(1323)に、永寧王バヤン・テムルが不法をなしたことを記していた。そのため、宗正府とカアン近侍の取り調べを受けたという。バヤン・テムルの失脚ではないだろうか。翌年、『元史』巻29、泰定帝本紀、泰定元年(1324)7月庚子には次のような記事も見える。

諸王伯顔帖木児出鎮闊連東部。

この「伯顔帖木児」もすでに屠寄が考察したように、永寧王バヤン・テムルであろう。屠寄は、「闊連」は「闊連海子」であり、現在の興安嶺方面にあるフルン・ノール(ダライ・ノール)であり、チンギス・カンの弟ジョチ・カサルに分地であったとするが、正しくは、杉山正明が明らかにしたように、チンギス・カンの弟でも、カサルではなく末弟のテムゲ・オッチギンの分地である<sup>19</sup>。バヤン・テムルがなぜ遠くフルン・ノール東部への出鎮を命じられているのかは不明であるが、あるいは、前年の「不法」の罪によるものか。この記事 最後にバヤン・テムルはもとより、モゲ家の諸王らしき人物の記事は『元史』では見られなくなる。モゲ家は永寧王位を失ったのであろう。

そして、代わりに永寧王に立てられたのが卯澤であった。前述の『元史』巻34、文宗本紀、至順元年(1330)閏7月庚辰朔の条が記す、卯澤の永寧王受封の記事は、モゲ家が有していた権益のあらゆるもの(金印、銀字円符、駙璽書、封邑の歳賦)を彼が受け継いだことをことさら強調している。

チンギス・カン一族の王家が取り潰され、王号と投下領の権益がそっくりそのまま別の者に移されてしまう、しかも、それがチンギス・カン一族の者ではなく、駙馬である者へ。この事実は何を意味しているのであろうか。卯澤が公主の夫ということであれば、結局はもともと諸王のものであったその投下領の権益が、実質はカアンのもの、ひいては中央政府のものになる、ということなのかもしれない。卯澤は全く出自がわからず、さほど重要な人物とは思えない。そのような人物を永寧王に据えるというのは、そこに政治的な配慮がなされていないだろうか。

バヤン・テムルの不法が取り調べられた至治3年(1323)7月丙辰(26日)というのは、時のカアン、英宗シディバラが暗殺された南坡の変が起こった8月癸亥(4日)のわずか1週間前である。バヤン・テムルとこの事件の関係は全く不明である。しかし、何らかの関わりがあったことは想像に難くない。南坡の変から天暦の内乱(1328年)に至るまでの混乱の時期に、バヤン・テムルの永寧王位剥奪と卯澤の受封があった。これには、当時の政治状況が大きく影響していること

<sup>19</sup> 杉山正明「モンゴル帝国の原像—チンギス・カン王国の出現—」『モンゴル帝国と大元ウルス』、p.44(原載は「モンゴル帝国の原像—チンギス・カンの一族分封をめぐって—」『東洋史研究』37-1、1978年)。

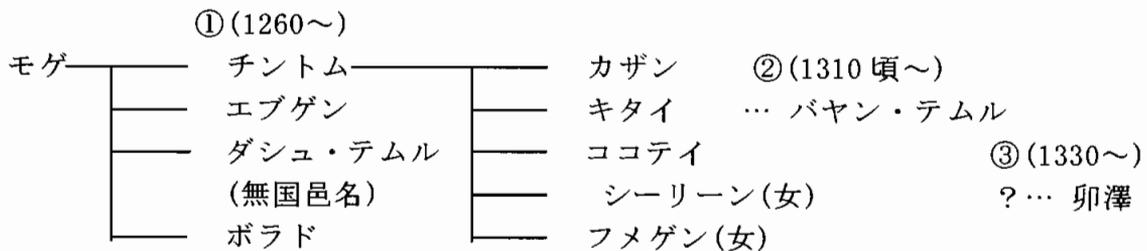
が十分に考えられよう。また、他の諸王にも果たして同様な例があるのか、今後とも検討すべき課題であろう。

### おわりに

以上、「正宗弘法大師大名僧録慶公功行之碑」を手掛かりに、クビライの庶弟モゲ一族の系譜とその投下領について述べた。同碑に記されているのは、ほんのわずかな情報であり、今後の研究に委ねられるべき問題点も少なくない。しかし、モンゴル諸王の投下領支配の一例として、貴重な情報を同碑は提供してくれたと言えよう。

本誌第1号にも徳永洋介による「耶律鏑夫妻墓誌銘」の録文と訓読が掲載されたが、そのうち耶律鏑の妻「故郡主夫人奇渥温氏墓誌銘」に、彼女がチンギス・カンの弟テムゲ・オッチギンの子である捏木児圖（ネムルト）の幼女であったと記されている<sup>20</sup>。『元史』宗室世系表には、この捏木児圖について記すところはなく、それどころか、『元史』全体でもそれらしい人物は全く見当たらない。また、『集史』、あるいは『五分枝』、『高貴系譜』にも見えない。しかし、墓誌銘には、彼女が捏木児圖という人物の娘であり、当時、オッチギン・ウルスの当主であったオッチギンの孫タガチャルの従妹に当たることが明確に記されているのである。捏木児圖は間違いなく実在していた。このように、他では見えない人物の存在と情報を我々に与えてくれるのも、石刻資料の重要な意義と言えよう。

最後にモゲ家の系譜について、はなはだ不十分であるが、わかっていることだけを系図で示しておく。



※ ①～③は永寧王の継承順。モゲの息子の長幼の順は『五分枝』によった<sup>21</sup>。

『高貴系譜』では、チントム、ボラド、エブゲン、ダシュ・テムルの順<sup>22</sup>。

※ 『集史』トルイ・カン紀は本文でチントムの息子を記していないが、表の方でカザンとキタイの2人の息子のみを記している<sup>23</sup>。

(むらおか ひとし 龍谷大学)

<sup>20</sup> 徳永洋介「『耶律鏑夫妻墓誌銘』録文と訓読」『13,14世紀東アジア史料通信』第1号、2004年、pp. 6-7。

<sup>21</sup> [Šu'ab. f.129b]

<sup>22</sup> [Mu'izz. ff.48b]

<sup>23</sup> [ĠTS. f.177b]